

保護者様各位

障害児通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス)をご利用の皆様へ
< 個別サポート加算 (I) の確認のための調査票記入のお願い >

平素より長崎市福祉行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

障害児通所支援事業に関する制度の仕組みが令和3年4月ご利用分から改正され、個別サポート加算 (I) が新設されています。(令和3年4月より該当者には受給者証に記載をさせていただいております。)

これまで、以前より個別サポート加算 (I) が算定されている場合は引き続き加算を算定する取り扱いとさせていただいておりましたが、令和5年1月(令和4年12月末更新分)より、個別サポート加算 (I) に該当するかどうか、更新時に確認させていただいております。

乳幼児等サポート調査票、就学児サポート調査票のいずれかを同封しております。留意事項、記入例を参照しながらご記入の上、申請書(第6号様式の2)と一緒に返信用封筒に入れてご提出ください。

(保護者様の同意があれば、通所事業所等が代理記入することも可能です。)

個別サポート加算(I)について

1 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合に、通所事業所が受け取る報酬に100単位(1,018円/日)が加算されます。

※ 児童毎に個別の職員を配置することをお約束する制度ではありません。

2 一月あたりの利用者負担額に上限額が定められているため、個別サポート加算 (I) に該当となっても利用者負担額には影響がない場合がほとんどだと思われませんが、利用日数が少ない方、利用者負担上限額が37,200円の方等は負担額が上がることがあります。

長崎市魚の町4-1

長崎市障害福祉課支援係

担当 松下、清原

TEL 095-829-1141